

改正一覽

様式番号	様式名	区分	内容	修正理由	修正内容等
1	相互協議申立書（台湾用）	様式・要領	修正	AI-OCR化・その他	AI-OCR化・平仄等
2	外国居住者等所得相互免除法施行規則第4条等に基づく申出書	様式	修正	AI-OCR化	AI-OCR化
5	相互協議申立ての取下書（台湾用）	様式	修正	AI-OCR化	AI-OCR化
6-1	納税の猶予申請書（台湾用）	要領	修正	税制改正	防衛特別法人税・提出部数
6-2	担保提供書	要領	修正	税制改正	防衛特別法人税

改正後様式



相互協議申立書(台湾用)

国税庁長官 殿

年 月 日提出

フリガナ	F03				
氏名又は名称	F04				
氏名又は名称の英語表記					
納税地	郵便番号	F05	—	局	署
	フリガナ	F21			
	納税地	F06			
フリガナ	H06				役職名
法人の代表者氏名	H07				
フリガナ				役職名	
責任者氏名	電話 () - (内線)				
事業種目				資本金	百万円
日台民間租税取決めに基づく相互協議について申し立てます。					
相互協議申立ての理由	<input type="checkbox"/> 事前確認 <input type="checkbox"/> 日本課税 <input type="checkbox"/> 台湾課税 (課税年月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 移転価格課税 <input type="checkbox"/> 恒久的施設に関する課税 <input type="checkbox"/> その他の課税 <input type="checkbox"/> その他:				
国外 関連 者等	名 称				
	本店所在地等				
	申立ての対象となる取引等を有する申立者との関係				
	台湾での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無			
申立ての対象となる所得金額等					
事業年度 (年分)	円貨による表示 (日本課税及び台湾課税の場合)			台湾通貨による表示 (台湾課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額	
年 月 日 ~ 年 月 日	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位	
合 計					



(次葉)

外国居住者等所得相互免除法第36条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》等に規定する納税の猶予の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
外国居住者等所得相互免除法第38条第1項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例》等に規定する徴収猶予の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等)

(添付書類)

(国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄)

国外 関 連 者 等	名 称	
	本店所在地等	
	申立ての対象となる取引等を有する申立者との関係	
	台湾での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無
国外 関 連 者 等	名 称	
	本店所在地等	
	申立ての対象となる取引等を有する申立者との関係	
	台湾での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税 理 士 署 名	R01	
電 話 番 号	R02	— —

相互協議申立書（台湾用）の記載要領等

- 1 この申立書は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め第 24 条の規定に基づく相互協議に相当する手続として、同取決めに関する課税上の取扱いについて台湾の権限のある機関との間で行う情報の交換（以下「相互協議」といいます。）について申立てを行うときに使用します。
- 2 相互協議の申立てに当たっては、この申立書及び添付資料各 1 部を、国税庁相互協議室に提出してください。
- 3 各欄の記載は次によります。
 - (1) 「氏名又は名称」欄に日本語による表記を、「氏名又は名称の英語表記」欄に英語による表記を記載してください。
 - (2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。
 - (3) 「相互協議申立ての理由」欄は、該当する項目にレ印を記載してください。なお、「恒久的施設に関する課税」には、恒久的施設の有無についての課税や恒久的施設に帰属する所得に対する課税（内部取引に対する課税）が該当します。「その他の課税」には、例えば、源泉徴収に関するもの（恒久的施設に対する源泉徴収に関するものを含まず。）等、「移転価格課税」や「恒久的施設に関する課税」に該当しない課税が該当します。
 - (4) 「国外関連者等」欄には、この申立てが移転価格課税等又は事前確認に係るものである場合には当該移転価格課税等又は事前確認に係る台湾に所在する国外関連者又は恒久的施設について英語で記載してください。また、「国外関連者等」が複数ある場合には、次葉の「国外関連者等が複数ある場合の追加記入」欄を使用してください。
 - (5) 「申立ての対象となる所得金額等」欄は、日本又は台湾における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額をいいます。以下同じです。）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。
なお、源泉徴収された税額については金額の頭部に「（源）」と表示してください。
（注） この申立てが台湾における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあつては、その年の 12 月 31 日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を台湾通貨による金額と併せて記載してください。
 - (6) 相互協議の申立てが日本における移転価格課税等に起因している場合、当該移転価格課税等により納付すべき国税の額及び当該国税の額に係る加算税の額について、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第 36 条第 1 項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》等に規定する納税の猶予の申請についての希望の有無を記載してください（納税の猶予の申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書（台湾用）」等を提出する必要があります。）。
また、外国居住者等所得相互免除法第 38 条第 1 項《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合等の徴収猶予の特例》等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください（一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」に「レ」印等を記載してください。なお、当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市区町村に提出する必要があります。）。
 - (7) （次葉）の「申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を記載してください。
- 4 この申立書には次の資料を添付してください。なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めることがあります。
 - (1) 申立てが日本又は台湾における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面（課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面）
 - (2) 申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し
 - (3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料
 - (4) 申立者又はその国外関連者が台湾の権限のある機関に相互協議の申立てを行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その旨を証する書類の写し
 - (5) その他協議の参考となる資料
- 5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。
- 6 国税庁相互協議室への連絡
 - (1) この申立書又は添付資料その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
 - (2) 台湾における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進ちょく状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
- 7 その他
 - (1) 国税庁相互協議室では、相互協議の申立てについての事前相談に応じています（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。
 - (2) 相互協議は、平成 29 年 1 月 31 日付官協 8-1 ほか 7 課共同「日台民間租税取決め第 24 条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）で閲覧できます。



外国居住者等所得相互免除法施行規則 第4条等の規定に基づく申出書

国税庁長官 殿

年 月 日提出

申出法人	フリガナ	F03				
□ □ 内 台 湾 国 居 住 者 人 等	氏名又は名称	F04				
	個人番号又は法人番号	F02				
	納税地	郵便番号	F05	—	局	署
		フリガナ	F21			
		納税地	F06			
	フリガナ	H06			役職名	
	法人の代表者氏名	H07				
	フリガナ			役職名		
責任者氏名			電話() — (内線)			

下記について、外国居住者等所得相互免除法

<input type="checkbox"/> 第10条1項 <input type="checkbox"/> 第14条1項 <input type="checkbox"/> 第30条1項	に規定する「国税庁長官の確認」を受けるために申出をします。
---	-------------------------------

確認を受けようとする事情 国税庁相互協議室から連絡を受けた解決案の内容に基づいて記載してください。
また、この欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名	R01		
電話番号	R02	—	—

※相互協議室処理欄	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()
	備考			



相互協議申立ての取下書（台湾用）

国税庁長官 殿

年 月 日提出

フリガナ	F03			
氏名又は名称	F04			
納税地	郵便番号	F05	—	
	フリガナ	F21		
	納税地	F06		
フリガナ	H06		役職名	
法人の代表者氏名	H07			
フリガナ			役職名	
責任者氏名		電話() — (内線)		
事業種目		資本金		百万円
年 月 日付で提出した、日台民間租税取決めに基づく相互協議の申立ての(全部・一部)を取り下げます。				
(一部取下げの場合の取り下げる事項)				
(全部取下げ又は一部取下げの理由)				

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税 理 士 署 名	R01			
電 話 番 号	R02	— —		

納税の猶予申請書（台湾用）の記載要領等

1 この申請書は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第 36 条《外国居住者等との間の取引につき外国関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》（外国居住者等所得相互免除法第 37 条《外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等》において準用する場合を含みます。）の規定に基づき、個人又は法人（法人税法第 2 条第 8 号に規定する人格のない社団等を含みます。）が、納税の猶予の申請を行うときに使用します（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 33 条第 1 項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により、外国居住者等所得相互免除法第 37 条の規定が読み替えられる場合又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保法」といいます。）第 43 条第 21 項《防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、外国居住者等所得相互免除法第 36 条及び第 37 条第 2 項の規定が、防衛財源確保法第 43 条第 8 項第 1 号に掲げる更正決定により納付すべき防衛特別法人税の額及び当該防衛特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。）。

（注） 納税を猶予できるのは、次に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額のうち、外国居住者等所得相互免除法第 36 条第 1 項（外国居住者等所得相互免除法第 37 条第 1 項において準用する場合を含みます。）に規定する課税上の取扱いに関する申立てを行っているものに限り、

- ① 租税特別措置法第 40 条の 3 の 3 第 22 項第 1 号《非居住者の内部取引に係る課税の特例》（同法第 41 条の 19 の 5 第 13 項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。以下同じです。）に掲げる更正決定
- ② 租税特別措置法第 66 条の 4 第 27 項第 1 号《国外関連者との取引に係る課税の特例》（同法第 66 条の 4 の 3 第 14 項及び第 67 条の 18 第 13 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に掲げる更正決定
- ③ 租税特別措置法第 66 条の 4 第 27 項第 3 号（同法第 66 条の 4 の 3 第 14 項及び第 67 条の 18 第 13 項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に掲げる更正決定

2 納税の猶予の申請に当たっては、e-Tax 等により、申請者の納税地の所轄税務署長（国税局長に国税通則法第 43 条第 3 項《国税の徴収の所轄庁》の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長）に、この申請書及び 4 に掲げる添付書類（書面による提出の場合は、この申請書 2 部（正本及びその写し）及び 4 に掲げる添付書類 2 部）を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。

3 各欄の記載は次によります。

- (1) 納税の猶予申請の根拠条文については、必要な条項を記入してください。
- (2) 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする申請者の氏名又は名称、住所又は所在地（その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地）、法人番号及び法人の代表者の住所及び氏名を記載してください。
- (3) 「更正決定により納付すべき国税の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第 40 条の 3 の 3 第 22 項第 1 号の更正決定に係る所得税又は同法第 66 条の 4 第 27 項第 1 号の更正決定に係る法人税及び同項第 3 号の更正決定に係る地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。
- (4) 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(3) の金額のうち納税の猶予を受けようとする所得税又は法人税及び地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。
- (5) 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が 100 万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第 50 条各号《担保の種類》に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所（事務所及び事業所を含む。））その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）を記載してください。

4 この申請書には次の資料を添付してください。

- (1) 課税上の取扱いに関する申立てを行ったことを証する書類（原則として当該申立ての翻訳資料を添付してください。）
- (2) 納税の猶予を受けようとする所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額が、租税特別措置法第 40 条の 3 の 3 第 22 項第 1 号の更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第 66 条の 4 第 27 項第 1 号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額及び同項第 3 号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額であることを明らかにする書類
- (3) 納税の猶予に係る所得税又は法人税及び地方法人税が、特定国外関連取引又は特定内部取引に係るものであることを明らかにする書類

5 納税の猶予期間中は、納税証明書その 3（未納税額のない証明）を発行することはできません。

担保提供書の記載要領等

- 1 この担保提供書は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」といいます。）第 36 条《外国居住者等との間の取引につき国外関連者との取引に係る課税の特例の適用がある場合の納税の猶予の特例》（同法第 37 条《外国居住者等の内部取引につき外国法人の内部取引に係る課税の特例の適用がある場合の延滞税の免除等》）において準用する場合を含みます。）に規定する納税の猶予（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 33 条第 1 項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》の規定により、外国居住者等所得相互免除法第 37 条の規定が読み替えられる場合又は我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「防衛財源確保法」といいます。）第 43 条第 21 項《防衛特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、外国居住者等所得相互免除法第 36 条及び第 37 条第 2 項の規定が、防衛財源確保法第 43 条第 8 項第 1 号に掲げる更正決定により納付すべき防衛特別法人税の額及び当該防衛特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。）を受けるため担保を提供する場合に、担保提供者（納税者）が作成し、納税の猶予申請書と併せて提出してください。
- 2 この担保提供書は、担保の種類ごとに別紙に記載してください。また、担保の種類に応じて、供託書の正本、抵当権を設定するために必要な書類、保証人の保証を証する書面（納税保証書）その他の担保の提供に関する書類をこの担保提供書に併せて提出してください。
- 3 担保提供者と担保物件の所有者が異なる場合には、担保物件の所有者の署名（記名を含む。）が必要です。
なお、担保が保証人の保証の場合には、この担保提供書への保証人の署名（記名を含む。）は必要ありません。
- 4 「猶予税額」欄の「備考」欄は、納税の猶予に係る国税の年分、事業年度を記載してください。